

平成30年度答申第43号
平成30年10月10日

諮問番号 平成30年度諮問第40号（平成30年9月11日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働

者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

なお、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定するが、その実施に必要な基準を定める厚生労働省令はない。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成29年7月1日、勤務していた建物内のエレベーターで心肺停止の状態で見られ、救急搬送された後、同月3日、死亡した。死亡診断書には、直接死因はてんかんと記載されている。

(死亡診断書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成29年7月19日、処分庁に対し、遺族補償年金等の支給の請求を行うとともに本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書兼遺族特別支給金・遺族特別年金支給申請書、
労災就学等援護費支給申請書)

- (3) 処分庁は、平成29年9月13日、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、本件労働者の死亡は業務との因果関係は認められないとして、遺族補償年金等の不支給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知)

- (4) 処分庁は、平成29年9月13日、本件申請に対して、本件不支給決定を行い、審査請求人に通知した。

(労災就学等援護費不支給決定通知)

- (5) 審査請求人は、平成29年11月13日、労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金等不支給決定を不服として審査請求をしたところ、A労働者災害補償保険審査官は、平成30年3月26日、審査請求人の審査請求を棄却する決定をした。

(労働保険審査請求書、決定書)

- (6) 審査請求人は、平成29年11月27日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成30年9月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件労働者の死亡原因は、持病の発作によるものではなく、勤務していた建物内のエレベーターに腹部を挟まれたことによりおう吐し窒息死したものであるから、審査請求人は、遺族補償年金の受給権者として労災就学援護費が支払われるべきである。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」(昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。)において、遺族補償年金受給権者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)1条に定める学校又は同法124条に定める専修学校に在学する者とされている。
- 2 処分庁は、本件労働者の死亡は持病によるもので、業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定を行っている。
また、A労働者災害補償保険審査官は、上記不支給決定に係る審査請求を棄却している。
- 3 したがって、審査請求人は、本件労働者の死亡に係る遺族補償年金の受給権者ではないことから、支給要綱に掲げる労災就学援護費の支給対象者には該当しない。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
(1) 労災就学援護費について
労災保険法及びその下位規則の定める労働者災害補償保険制度(以下「労災保険制度」という。)は、業務災害等に関する保険給付として、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付等の保険給付を

することとしている。

労災保険法 29 条 1 項 2 号は、政府が、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができる旨定めているが、これは上記労災保険制度による保険給付を補完するものと解される。

支給要綱に基づく業務災害等による重度障害者、長期療養者及び遺族に対する労災就学援護費の支給は、上記労災保険法 29 条 1 項 2 号に定める事業として行うものである。

(2) 審査請求人が労災就学援護費の支給対象者となるかについて

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族（子）であり、労災就学援護費の支給を求めて本件申請を行ったものであるが、支給要綱は、死亡した労働者の遺族が労災就学援護費の支給を受けるには、遺族補償年金受給権者であることを要する旨定めている。

かかる支給要綱の定めは、上記のとおり労災就学援護費の支給が労災保険制度による保険給付を補完するものであるとする趣旨に沿うものであり、労災就学援護費の支給対象者となるには、保険給付としての遺族補償年金について支給決定を受けていることを要するというべきである。

審査請求人は、遺族補償年金等の支給の請求を行っているが、これに対しては不支給決定（本件遺族補償年金等不支給決定）がなされているのであって、審査請求人は、遺族補償年金の支給決定を受けているとの要件を満たしておらず、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

なお、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件労働者の死亡が業務災害によるものであることを主張しているのであるが、かかる主張は、本件遺族補償年金等不支給決定に対する不服申立て手続の中で主張し、同手続の中でその当否が判断されるべきものである。本件申請に対する判断は遺族補償年金の支給決定がないことを前提になされるほかないのであるから、審査請求人の主張は本件審査請求手続においては採用することはできない。

3 付言

- (1) 労災保険法 29 条 2 項は、被災労働者及びその遺族の援護を含む社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、これに関する必要な基準を定めた厚生労働省令はこれまで制定されておらず、労災就学援護費の支給は、支給要綱に基づいて行われているにすぎない。必要な基準につき厚生労働省令の定めが求め

られるところである。労災就学援護費の支給に関する決定が処分である以上、当該処分は法令に基づいて行われるべきものであり、支給要綱は、法令の定めの下で、法令の趣旨目的に従って行政庁が設定する審査基準となるものにすぎない。この意味でも、必要な基準に関する厚生労働省令の定めが求められる。

- (2) 本件不支給決定の通知書には、本件労働者の死亡原因は持病による突然死であり、業務との因果関係は認められず、遺族補償年金の受給権者とは認められないため、不支給と決定した旨記載されているのであるが、処分庁は、別の手続である遺族補償年金等の支給の請求に対して、業務との因果関係がないと判断し、遺族補償年金等不支給決定を行ったものであり、本件申請に対する判断は、遺族補償年金の支給決定がないことを前提に行ったものであって、本件申請そのものに対する判断として業務との因果関係を判断したものではないはずである。したがって、上記理由の記載方法が適切かどうかには疑問の余地もある。

労災就学援護費は、保険給付としての遺族補償年金の支給決定がなされ遺族補償年金の支給を受けることになった者に対して、更にその援護として支給されるものであることから、審査請求人が遺族補償年金の支給決定を受けていないことが、本件不支給決定の理由であることが理解できるような説明がなされることが望ましい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史